

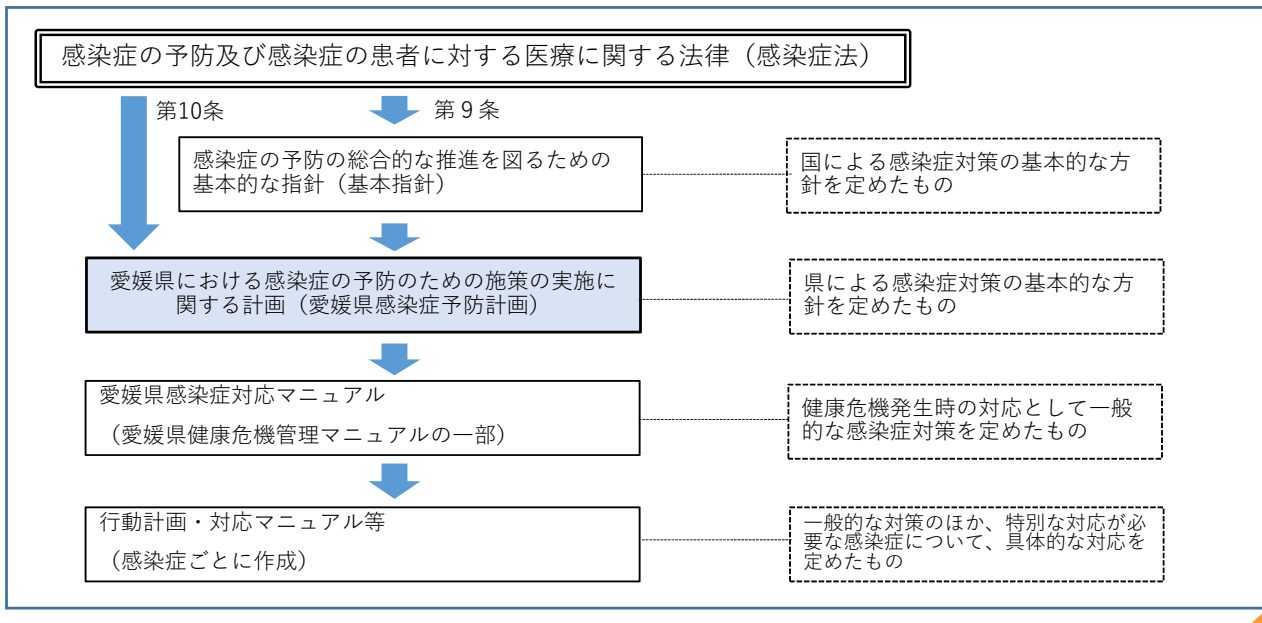
愛媛県感染症予防計画（改正案）の概要

○感染症予防計画とは

感染症法第10条に基づき、感染症の発生の予防とまん延の防止、患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する知識の普及啓発等の**感染症予防対策を総合的に推進**するため、国が定める基本指針に即して**都道府県が策定する計画**

《対象となる感染症》

一類～五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症



愛媛県感染症予防計画（改正案）の概要

○改正の背景

新型コロナウイルス対応時の課題を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、**感染症法が令和4年12月に改正**。

法改正に伴う国の基本指針の改定（令和5年5月）を受けて、**感染症予防計画の記載事項を充実**するとともに、病床、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、人材派遣、物資備蓄、検査体制、宿泊療養施設、保健所体制等にかかる**数値目標を設定**（平時から県と医療機関等との間で締結する医療措置協定等を含む）することとされた。

○計画期間

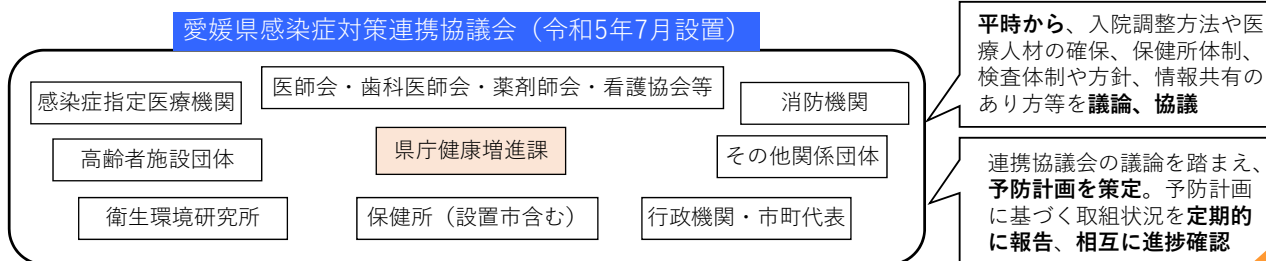
令和6年度～11年度

（基本指針の改定にあわせ、項目により3年又は6年ごとに見直しを行う。）

医療法に基づく「地域保健医療計画」と整合を図るため、同計画の「別冊」に位置付ける。

○計画の推進体制

感染症予防計画を定め又は変更するときは「**都道府県連携協議会**」において協議。また、同協議会において**計画の進捗確認を実施**。



愛媛県感染症予防計画（改正案）の概要

○計画の記載事項

第1 基本的な方向

- ・事前対応型行政の構築
- ・感染症対策連携協議会の設置
- ・PDCA サイクルによる取組推進
- ・県や市町等の果たす役割
- ・予防接種

充

第6 医療提供体制

- ・感染症指定医療機関の指定
- ・新興感染症に備えた医療提供体制の確保
- ・医薬品等の備蓄及び確保

3 充

第13 普及啓発・人権の尊重

- ・感染症に関する知識の普及
- ・患者等のプライバシー保護

充

第2 発生予防

- ・感染症発生動向調査体制の整備
- ・結核の定期健康診断
- ・予防接種の推進
- ・情報収集でのDX推進

充

第7 患者移送

- ・消防機関等との連携
- ・感染症車両の確保

新

第14 人材養成・資質向上

- ・保健所や衛生環境研究所等の職員に対する研修等の実施
- ・医療機関等における人材の育成

3 充

第3 まん延防止

- ・積極的疫学調査
- ・食品保健対策及び環境衛生対策との連携
- ・新感染症の発生時の対応

充

第8 数値目標（別表2に記載）

- ・10項目の数値目標を設定

新

第15 保健所

- ・感染症の拡大を想定した体制の整備
- ・人員や機材の確保
- ・統括保健師の設置

3 新

第4 情報収集・調査・研究

- ・情報の収集、調査及び研究の推進

充

第9 宿泊施設

- ・宿泊施設の確保

3 新

第16 緊急時の施策

- ・緊急時における医療体制
- ・他の都道府県や国等との連絡体制

3

第5 検査体制

- ・病原体等の検査の推進
- ・衛生環境研究所の体制強化
- ・民間検査機関も含めた体制整備

3 充

第10 外出自粛者の療養環境整備

- ・外出自粛対象者への健康観察
- ・医薬品や生活必需品等の支給等

3 新

第17 その他の重要事項

- ・施設内感染の防止
- ・災害防疫
- ・動物由来感染症対策
- ・外国人に対する適用
- ・薬剤耐性対策

充

第11 総合調整・指示

- ・体制整備等に係る総合調整等の実施
- ・連携協議会も活用した入院調整体制の構築

新

第12 物資の確保

- ・個人防護具等の備蓄や確保

3 新

充 基本指針の改定により内容を充実

新 基本指針の改定により新規に追加

3 少なくとも3年以内に再検討する項目

（その他の項目は少なくとも6年以内に再検討）

愛媛県感染症予防計画（改正案）の概要

○新たな感染症医療体制（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）

発生早期

厚生労働省による感染症の発生の公表までの間

⇒ **第一種・第二種感染症指定医療機関***を中心に対応

*予防計画（別表1）に記載

第一種：愛媛大学医学部附属病院

第二種：県内11医療機関

流行初期

公表から3か月程度…上記に加え一部の**協定指定医療機関等**が対応
（流行初期医療確保措置の対象）

流行初期以降

公表から6か月以内…全ての**協定指定医療機関等**が対応

発生早期

流行初期

流行初期以降

第一種・第二種感染症指定医療機関

協定指定医療機関(流行初期対応)等

協定指定医療機関等

○協定指定医療機関

⇒新たな感染症の発生・まん延時に必要となる医療提供体制を迅速かつ適確に構築するため、あらかじめ**県と医療措置協定を締結する医療機関**

【数値目標】病床確保：流行初期（229床） 流行初期以降（534床）

発熱外来：流行初期（597機関） 流行初期以降（770機関）

◎県総合計画（R8目標）と同様に、新型コロナ対応時に確保した最大値を上回る体制を目標に設定

愛媛県感染症予防計画（改正案）の概要

○数値目標（予防計画の別表2） 新型コロナ対応時に確保した最大規模を上回る体制を目標に設定

区分	項目	目標	目標値		
			流行初期	流行初期以降	
(1) 医療提供体制	①病床	協定締結医療機関（入院）における確保可能病床数	229床	534床	
	②発熱外来	協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	597機関	770機関	
	③自宅療養者への医療の提供	機関種別	自宅・宿泊療養・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数	－	983機関
			病院、診療所	－	510機関
			訪問看護事業所	－	51機関
			薬局	－	422機関
	④後方支援	後方支援を行う医療機関数	－	79機関	
⑤医療人材の確保人数（派遣可能数）	派遣可能な人数	医師	－	102人	
		看護師	－	2人	
		その他	－	100人	
		その他	－	0人	
(2) 物資の確保	⑥個人防護具（PPE）の備蓄を十分に行う医療機関の数	施設の使用量2カ月分以上にあたるPPEの備蓄を行う医療機関数	協定締結医療機関数（病院、診療所、訪問看護事業所）の8割以上		
(3) 検査体制	⑦検査能力、検査機器確保数	検査の実施能力	508件/日	8,100件/日	
		衛生環境研究所 医療機関、民間検査会社等	216件/日	304件/日	
			292件/日	7,796件/日	
(4) 宿泊療養体制	⑧宿泊施設確保居室数	確保居室数	62室	263室	
(5) 人材の養成・資質の向上	⑨研修・訓練	協定締結医療機関、保健所及び県庁職員等に実施した研修・訓練等回数	年1回以上		
(6) 保健所の体制整備	⑩人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数IHEAT研修受講者数	流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数	750人	－	
		保健所設置市	松山市保健所	200人	－
			四国中央保健所	54人	－
		県型保健所	西条保健所	180人	－
			今治保健所	84人	－
			中予保健所	51人	－
			八幡浜保健所	93人	－
宇和島保健所	88人		－		
即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	4人				

※流行初期：発生の公表後3ヶ月（「医療提供体制」については1週間。「検査体制」「宿泊療養体制」については1か月）

※流行初期以降：発生の公表後6ヶ月程度